

食料・農業・農村基本計画：令和12年度における食料消費の見通し及び生産努力目標（米部分抜粋）

【令和2年3月31日閣議決定】

	食料消費の見通し		生産努力目標		克服すべき課題
	国内消費仕向量(万トン) 〔1人・1年当たり消費量 (kg/人・年)〕		(万トン)		
	平成30年度	令和12年度	平成30年度	令和12年度	
米	845 (54)	797 (51)	821	806	○事前契約・複数年契約などによる実需と結びついた生産・販売 ○農地の集積・集約化による分散錯圃の解消・連坦化の推進 ○多収品種やスマート農業技術等による多収・省力栽培技術の普及、資材費の低減等による生産コストの低減
米 〔米粉用米・ 飼料用米を 除く〕	799 (54)	714 (50)	775	723	○食の簡便化志向、健康志向等の消費者ニーズや中食・外食等のニーズへの対応に加え、インバウンドを含む新たな需要の取り込み ○コメ・コメ加工品の新たな海外需要の拡大、海外市場の求める品質や数量等に対応できる産地の育成
米粉用米	2.8 (0.2)	13 (0.9)	2.8	13	○大規模製造ラインに適した技術やアルファ化米粉等新たな加工法を用いた米粉製品の開発による加工コストの低減 ○国内産米粉や米粉加工品の特徴を活かした輸出の拡大
飼料用米	43 (－)	70 (－)	43	70	○飼料用米を活用した畜産物のブランド化と実需者・消費者への認知度向上・理解醸成及び新たな販路開拓 ○バラ出荷やストックポイントの整備等による流通段階でのバラ化経費の削減や輸送経路の効率化等、流通コストの低減 ○単収の大幅な増加による生産の効率化

注1：国内消費仕向量は、1人・1年当たり消費量に人口（平成30年度 1億2,644万人、令和12年度（推計） 1億1,913万人）を乗じ、これに減耗量（米ぬかなど）等を加えたものである。
 注2：政策の実施に当たっては、食料消費の見通しや生産努力目標を見据えつつ、その時々での国内外の需要や消費動向の変化等に臨機応変に対応し、国内生産の維持・増大と農業者の所得向上を実現していくものとする。

<参考データ>

品目	10a当たり収量		作付面積		品目別自給率	
	(単位：kg)		(単位：万ha)		(単位：%)	
	平成30年度	令和12年度	平成30年度	令和12年度	平成30年度	令和12年度
米 〔米粉用米、飼料用米を除く〕	532	547	147	132	97	98
米粉用米	523	584	0.5	2.3		
飼料用米	538	720	8.0	9.7		

注：平成30年度の米（米粉用米・飼料用米を除く）の10a当たり収量は、作物統計における水稻（米粉用米を含み、飼料用米を除く）の値であり、平年収量を用いている。
 米粉用米、飼料用米、小麦、大麦・はたか麦及び大豆の平成30年度の10a当たり収量の実績は平均収量である。

<対策のポイント>

米政策改革の定着に向け、食料自給率・自給力の向上に資する**麦、大豆、飼料用米等の戦略作物の本作化**とともに、**産地交付金により、地域の特色ある魅力的な産品による産地の創造を支援**します。また、高収益作物の導入・定着を促進するため、**水田農業高収益化推進助成により支援**します。

<政策目標>

- 飼料用米、米粉用米の生産を拡大（飼料用米70万トン、米粉用米13万トン [令和12年度まで]）
- 飼料自給率の向上（34% [令和12年度まで]）
- 担い手の飼料用米の生産コストを10年間で5割程度削減 [令和7年度まで]
- 麦・大豆等の作付面積を拡大（麦30.7万ha、大豆17万ha [令和12年度まで]）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 戦略作物助成

水田を活用して、**麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米を生産する農業者を支援**します。

2. 産地交付金

地域の作物振興の設計図となる「水田フル活用ビジョン」に基づき、高付加価値化や低コスト化を図りながら、地域の特色のある魅力的な産品の産地を創造するため、**地域の裁量で活用可能な産地交付金**により、二毛作や耕畜連携を含め、**産地づくりに向けた取組を支援**します（一定割合以上は都道府県段階で支援内容を決定）。

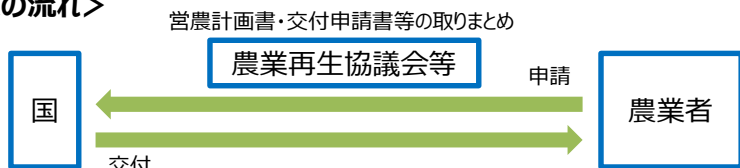
3. 水田農業高収益化推進助成

都道府県が策定した「**水田農業高収益化推進計画**」に基づき、国のみならず地方公共団体等の**関係部局が連携し、基盤整備、栽培技術や機械・施設の導入、販路確保等の取組**と併せて、**水田での高収益作物への転換等を計画的かつ一体的に推進**します。

交付対象者

販売目的で対象作物を生産する販売農家・集落営農

<事業の流れ>

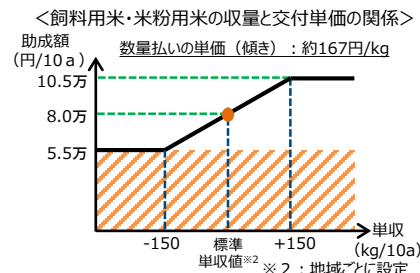


【お問い合わせ先】 政策統括官付穀物課 (03-3597-0191)

戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物※1	3.5万円/10a
WCS用稲	8.0万円/10a
加工用米	2.0万円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、5.5万円～10.5万円/10a

※1：飼料用とうもろこしを含む



産地交付金

- 国から配分する資金枠の範囲内で、都道府県や地域農業再生協議会ごとに「水田フル活用ビジョン」において支援内容（対象作物や単価等）を設定。

- また、「転換作物拡大計画」に基づき、以下を年度当初に配分。

① 転換作物拡大加算 (1.5万円/10a)

地域農業再生協議会ごとにみて、主食用米が減少し、転換作物の面積が前年度より拡大した場合に、その面積に応じて配分。

② 高収益作物等拡大加算 (3.0万円/10a)

地域農業再生協議会ごとにみて、主食用米が減少し、高収益作物等※3の面積が前年度より拡大した場合に、その面積に応じて配分。

※3：高収益作物等；高収益作物（園芸作物等）、新市場開拓用米、加工用米、飼料用とうもろこし

- さらに、当年産の以下の取組に応じて追加配分。

取組内容	配分単価
飼料用米、米粉用米の複数年契約※4	1.2万円/10a
そば、なたねの作付け（基幹作のみ）	2.0万円/10a
新市場開拓用米の作付け（基幹作のみ）	2.0万円/10a

※4：3年以上の契約

水田農業高収益化推進助成

- 「推進計画」に位置付けられた産地における以下の取組を支援。

① 高収益作物定着促進支援 (2.0万円/10a×5年間)

高収益作物の新たな導入面積に応じて支援。(②とセット)

② 高収益作物畑地化支援 (10.5万円/10a)

高収益作物による畑地化の取組を支援※5。

③ 子実用とうもろこし支援 (1.0万円/10a)

子実用とうもろこしの作付面積に応じて支援。

※5：その他の転作作物に係る畑地化も同様の単価で支援

水田農業の高収益化の推進

<対策のポイント>

高収益作物の導入・定着を図るため、「水田農業高収益化推進計画」に基づき、国のみならず地方公共団体等の関係部局が連携し、**水田における高収益作物への転換、水田の畑地化・汎用化のための基盤整備、栽培技術や機械・施設の導入、販路確保等の取組を計画的かつ一体的に推進**します。

<政策目標>

水田における高収益作物の産地を500創設 [令和7年度まで]

<事業の全体像>

水田農業高収益化推進計画（都道府県）

- 都道府県・産地段階の推進体制・役割（国と同様のプロジェクトチームの構築）
- 都道府県・産地ごとの推進品目の導入目標や目標達成に向けた取組
 - ・栽培技術の習得や農地の条件整備に向けた取組
 - ・活用予定の国の支援策や実施地区
 - ・基盤整備事業等を活用している場合は、当該事業の「事業計画」とのリンク等

策定・提出

承認・支援

支援

支援後も計画の実現をフォローアップ

計画策定に向けた支援

・産地の合意形成、品目の選定や出荷先の確保等の「推進計画」の策定・改定に資する取組を支援

【1: 時代を拓く園芸産地づくり支援事業のうち水田農業高収益作物導入推進事業(16億円の内数)
2: 畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち国産濃厚飼料生産利用推進(12億円の内数)】

水田農業高収益化推進プロジェクト（国）

技術・機械等の導入支援

- ・「推進計画」に位置付けられた産地における園芸作物及び子実用とうもろこしの本格導入を優先採択で支援
 - ①栽培技術の実証、作柄安定技術の導入、機械等のリース導入等を支援
 - 【1: 時代を拓く園芸産地づくり支援事業(16億円の内数)
2: 畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち国産濃厚飼料生産利用推進(12億円の内数)】
 - ②産地・担い手の発展の状況に応じた農業用機械・施設の導入を支援
 - 【3: 強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち先進的農業経営確立支援タイプ・地域担い手育成支援タイプ(245億円の内数)
4: 強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ(優先枠: 245億円の内数)】
- ・水田への果樹の新植や、省力樹形・作業機械等を面的に導入し、労働生産性を抜本的に高めたモデル産地の形成等を優先採択で支援
 - 【5: 果樹農業生産力増強総合対策(58億円の内数)等】

経営転換のインセンティブ付与

- ・「推進計画」に位置付けられた産地における高収益作物の導入・定着を図る取組等を支援
 - ①高収益作物※定着促進支援（2.0万円/10a×5年間）：新たな導入面積に応じて支援（②とセット）
 - ②高収益作物畑地化支援（10.5万円/10a・1回限り）：高収益作物による畑地化の取組を支援
 - ③子実用とうもろこし支援（1.0万円/10a）：作付面積に応じて支援
 - ※高収益作物：園芸作物等
 - 【6: 水田活用の直接支払交付金のうち水田農業高収益化推進助成(3,050億円の内数)】

生産基盤の整備

- ・「推進計画」に位置付けられた地区における高収益作物の導入・定着に向けた畑地化・汎用化等を支援
 - ①「推進計画」に位置付けられた地区を優先採択・優先配分
 - 【7: 農業競争力強化基盤整備事業(934億円の内数)、8: 農地耕作条件改善事業(300億円)等】
 - ②一定割合以上の高収益作物の導入を行う場合に、農業者の費用負担を軽減
 - 【9: 農業競争力強化基盤整備事業(934億円の内数)等】

【お問い合わせ先】

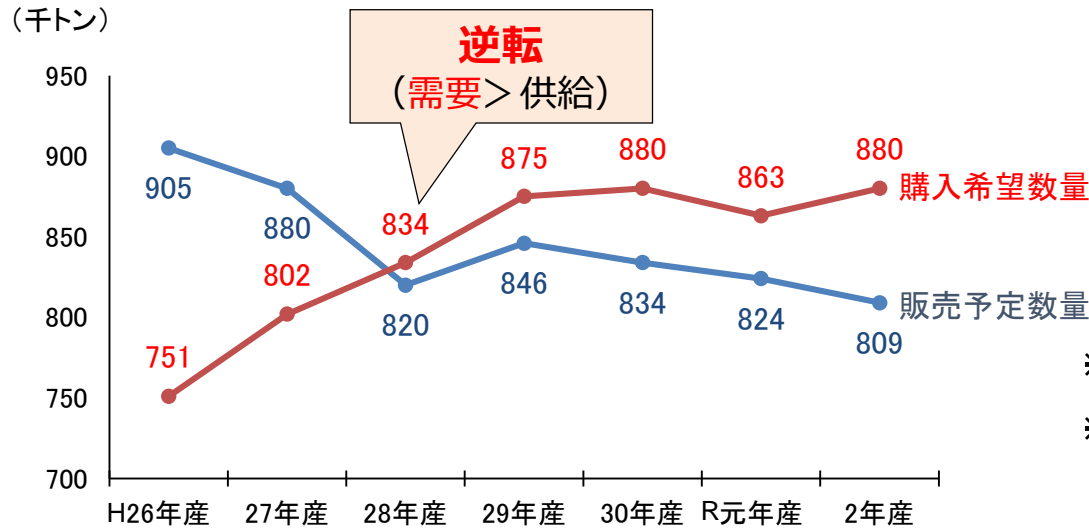
※プロジェクトの窓口を担当

生産局園芸作物課	(03-6744-2113)	(1・4・5の事業)
飼料課	(03-3502-5993)	(2の事業)
経営局経営政策課	(03-6744-2148)	(3の事業)
政策統括官付穀物課※	(03-3597-0191)	(6の事業)
農村振興局農地資源課	(03-6744-2208)	(7・8の事業)
水資源課	(03-3602-6246)	(9の事業)

小麦、大豆等の需要の拡大状況

- 国産小麦については、新商品開発等による実需ニーズの高まりにより、**28年産以降、需要が供給を逆転**。
- 国産大豆も、ほぼすべての業界において、実需者は**使用量を増加**させる見通し。
- **国産麦・豆の活用は、商品の付加価値を向上**させるため、実需者のニーズは堅調。

国産小麦の販売予定数量及び購入希望数量の推移



資料：民間流通連絡協議会調べ

国産小麦を使った商品等の取組事例

- ・「ゆめちから」や「きたほなみ」といった国産小麦を使用した食パンや菓子パン等の商品が販売。
- ・全国展開のA社は、餃子と麺類に使用している小麦粉を100%国産へ切替。



食用大豆の需要見込み

H29年実績数量 (千トン)	うち 国産	H30年 実績数量 (千トン)	R元		R2		R5	
			需要見込み	うち 国産	需要見込み	うち 国産	需要見込み	うち 国産
988	245	989	101%	102%	101%	104%	103%	107%

- ※ H29年、H30年実績数量は、食料産業局食品製造課推計（H29年の「うち国産」については穀物課推計）。
- ※ R元年以降の需要見込みは各業界団体からのアンケート結果（n=134）を基に、穀物課推計。需要見込みについては、H30年実績数量を基準とした比率。

国産大豆を使った商品事例

通常の豆乳	北海道産大豆 使用豆乳	通常の豆腐	北海道産大豆 使用豆腐
	1.3倍		1.4倍
280円/1L	350円/1L	96円/個	136円/個

資料：キッコーマンホームページ
注：価格は希望小売価格

資料：Amazonホームページ

<対策のポイント>

品目の枠にとらわれずに、農業経営者ごとの収入全体を見て、自然災害による収入減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補てんする収入保険制度を実施します。

<事業目標>

収入保険の加入経営体数の増加(10万経営体[令和4年度まで])

<事業の内容>

- 1. 農業経営収入保険料国庫負担金** 9,860 (4,179) 百万円
保険方式について、**農業者が支払うべき保険料の1/2を国が負担**します。
- 2. 農業経営収入保険特約補てん金造成費交付金** 6,787 (15,089) 百万円
積立方式について、**農業者が積み立てる積立金の3倍に相当する金額を国が負担**します。
- 3. 農業経営収入保険事業事務費負担金** 1,464 (1,246) 百万円
収入保険制度の実施主体である**全国農業共済組合連合会(全国連合会)**に対し、収入保険制度に関する事務の執行に必要な経費(人件費、旅費、システム運営費、業務委託費等)の**1/2以内を国が負担**します。
- 4. 収入保険加入推進支援事業** 393 (360) 百万円
全国連合会の業務委託先のほか、JA、集荷業者、農業会議、法人協会などの関係機関が推進体制(都道府県協議会)を構築して取り組む収入保険の**加入推進活動を支援**します。
- 5. 共通申請サービスの利用に係る収入保険事務処理システム整備支援事業** 330 (230) 百万円
農林水産省が整備を進める共通申請サービスを利用して収入保険の加入申請等ができるよう、**全国連合会が行う収入保険システムの整備に係る経費を支援**します。

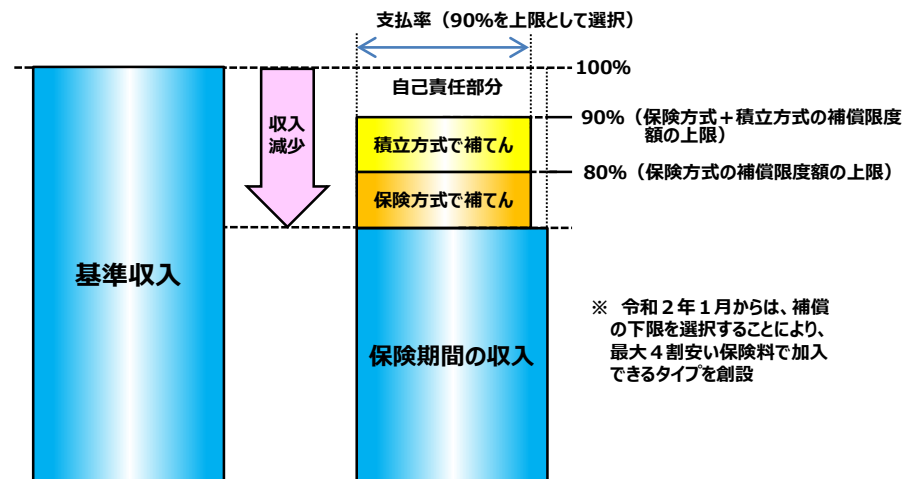
<事業イメージ>

【収入保険制度の仕組みの概要】

収入保険制度は、品目の枠にとらわれず、自然災害による収入減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補てんする仕組みです。

具体的には、

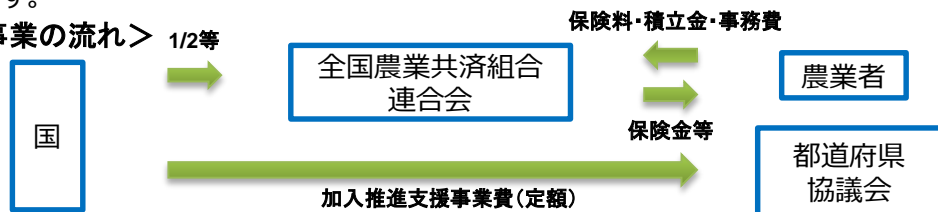
- ① 青色申告を行っている農業者(個人・法人)を対象に、
- ② 保険期間の収入が基準収入の9割(補償限度額)を下回った場合に、下回った額の9割(支払率)について、「掛捨ての保険方式(保険金)」と「掛捨てとしない積立方式(特約補てん金)」の組合せで補てんします。



過去5年間の平均収入(5中5)を基本
規模拡大など、保険期間の営農計画も考慮して設定

(注) 5年以上の青色申告実績がある者の場合

<事業の流れ>



米・畑作物の収入減少影響緩和交付金(ナラシ対策)は、農家拠出を伴う経営に着目したセーフティネットであり、米及び畑作物の農業収入全体の減少による影響を緩和するための保険的制度です。

(1) 交付対象者

支援の対象となる農業者は、認定農業者、集落営農、認定新規就農者です(いずれも規模要件はありません)。

※ 集落営農の要件は、2要件(①組織の規約の作成②対象作物の共同販売経理の実施)に緩和し、「農業経営の法人化」及び「地域における農地利用の集積」については、市町村が確実に行われると判断するものとします。

(2) 対象農産物

米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょです。

※1 ビール麦、黒大豆、種子用として生産されるものなどは対象となりません。
 ※2 てん菜、でん粉原料用ばれいしょは、北海道で生産されるものが対象です。

【10a当たり標準的収入額とは】

通常年に想定される収入額として、前年産以前5か年の収入額のうち、最高年と最低年を除いた3か年の平均収入額で、品目ごと、地域ごとに計算しています。各年産の収入額は、米であれば、地域の産地品種銘柄のうち、数量の多い上位3銘柄平均販売価格に、地域の実単収を乗じて算出します。

【10a当たり当年産収入額とは】

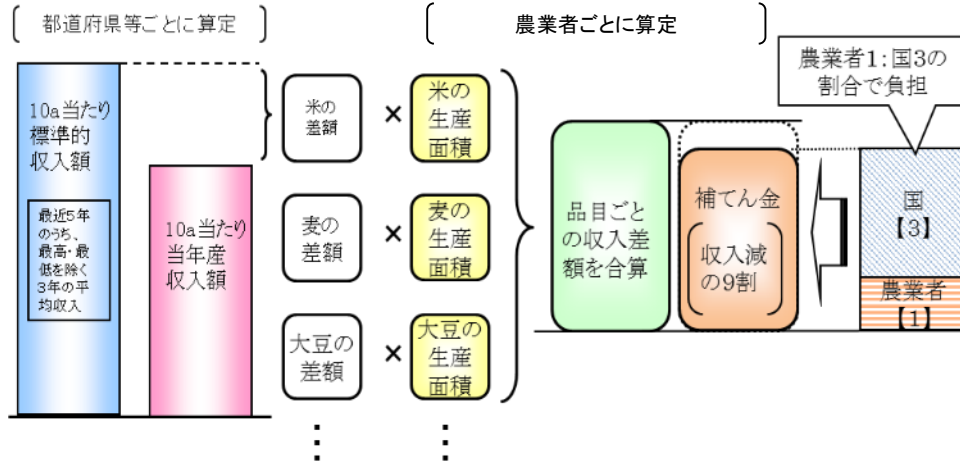
当年産の収入額として、品目ごと、地域ごとに計算しています。当年産の収入額は、米であれば、当年産の地域の産地品種銘柄のうち、数量の多い上位3銘柄平均販売価格に、当年産の地域の実単収を乗じて算出します。

(3) ナラシ対策の仕組み

- 農業者の米、麦、大豆等の当年産の販売収入の合計(当年産収入額)が、標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を補てんします。

$$\text{補てん額} = (\text{標準的収入額} - \text{当年産収入額}) \times 0.9$$

- 補てんの財源は、農業者と国が1対3の割合で負担します。
- このため、補てんを受けるには、農業者からの積立金の拠出が必要となります。
- 補てん後の積立金の残額は、翌年産へ繰り越されるため、掛け捨てとはなりません。



(4) 収入保険との関係

- 農業者は、収入保険かナラシ対策のどちらかを選択して加入することができます。

<対策のポイント>

生産者、集荷業者・団体の自主的な取組により需要に応じた生産・販売が行われる環境を整備し、産地の判断により、主食用米を長期計画的に販売する取組や輸出用など他用途への販売を行う取組等を実施する体制を構築するため、**民間主導のコメの周年供給・需要拡大等に対する取組を支援**します。

<政策目標>

生産者、集荷業者・団体による自主的な経営判断や販売戦略に基づく、需要に応じた米の生産・販売の実現

<事業の内容>

全国事業

1. 業務用米、輸出用米等の安定取引拡大支援

産地と中食・外食事業者等との安定取引を拡大するため、**民間団体が行う業務用米や輸出用米の生産・流通の拡大に向けた展示商談会等を支援**します。

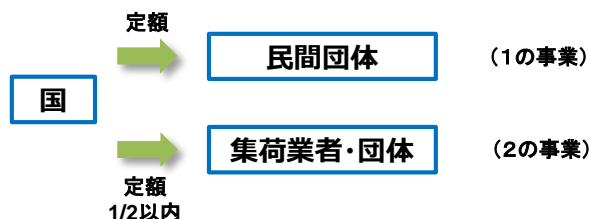
産地

2. 周年供給・需要拡大支援

産地において、あらかじめ生産者等が積立てを行い、以下の取組を実施する場合に支援します。

- ① 主食用米を翌年から翌々年以降に長期計画的に販売する取組（収穫前契約、複数年契約の場合は追加的に支援。酒造好適米の保管経費の支援対象期間を拡大。）
 - ② 主食用米を輸出向けに販売する際の商品開発、販売促進等の取組
 - ③ 主食用米を業務用向け等に販売する際の商品開発、販売促進等の取組
 - ④ 主食用米を非主食用へ販売する取組
- また、米の流通合理化を進めるため、玄米の推奨規格フレコンを活用した輸送モデル実証を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. 業務用米、輸出用米等の安定取引拡大支援

〔業務用米取引セミナー〕



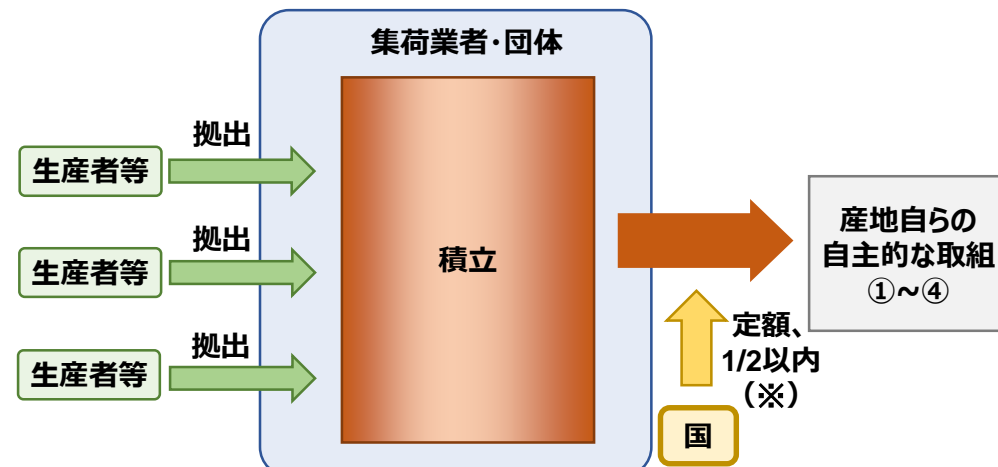
〔展示商談会〕



〔輸出用米商談会〕



2. 周年供給・需要拡大支援



（※） 値引きや価格差補てんのための費用は支援の対象外。

主食用米の需給安定の考え方について

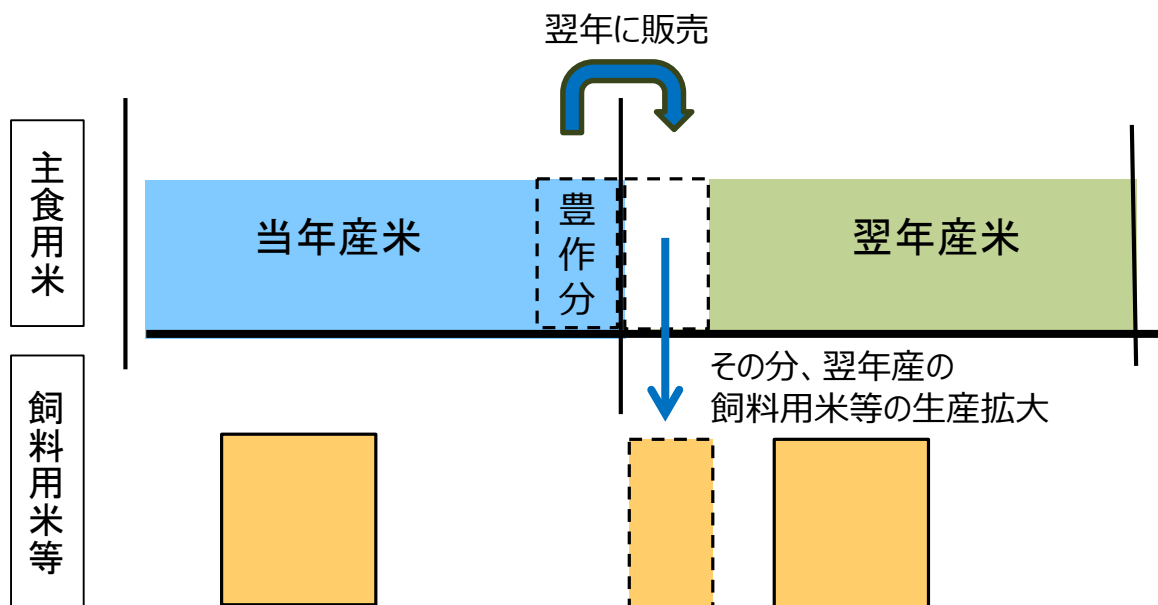
- 「需要に応じた生産を行ってもなお、気象の影響等により、必要な場合」には、主食用米を長期計画的に販売する取組や、輸出用など他用途への販売を行う取組等を自主的に実施するための支援措置を平成27年度から創設。

(米穀周年供給・需要拡大支援事業:令和3年度予算概算要求額 50億円(50億円))

- 本事業を活用するための体制整備は、38道府県の41事業者において行われており、出来秋の需給対策として、今後とも本事業を継続・推進。(令和2年度においては20道県の21事業者において活用(1次公募申請ベース))

- 必要がある場合に、この支援措置を活用して、豊作分を翌年に回し、その分、水田活用の直接支払交付金を活用して、翌年産の飼料用米等の生産を拡大することで、主食用米の供給を絞るといった取組を定着させ、主食用米の需給の安定を図っていくことが重要。

(水田活用の直接支払交付金:令和3年度予算概算要求額 3,050億円(3,050億円))



(参考) 米穀周年供給・需要拡大支援事業におけるこれまでの主な取組事例

主な産地	主な取組概要
北海道	<p>【長期計画的販売の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 需要者と連携した生産年の翌年11月以降の長期計画的な販売 <p>【輸出向けへの販売促進等の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 海外向け北海道米PRパンフレットの作成配布 <p>【中食・外食向け等への販売促進等の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種メディア及びイベントを活用した北海道産米のPR 認知度向上に向けた情報収集、データ分析による販路拡大手法の検討
秋田	<p>【長期計画的な販売の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 需要者と連携した生産年の翌年11月以降の長期計画的な販売 <p>【中食・外食向け等への販売促進等の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種メディア及びイベントを活用した秋田県産米のPR 食味分析データを用いた販売促進パンフレットの作成配布 外食事業者等が参加する各種商談会での試食等の実施
山形	<p>【輸出向けへの販売促進等の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 海外百貨店等での「つや姫」、「はえぬき」PRキャンペーンの開催 <p>【中食・外食向け等への販売促進等の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種メディア及びイベントを活用した山形県産米のPR 販路拡大に向けたコンサルティング活動
新潟	<p>【長期計画的な販売の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 需要者と連携した生産年の翌年11月以降の長期計画的な販売 <p>【中食・外食向け等への販売促進等の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種メディア及びイベントを活用した新潟県産米のPR JRエキナカ店舗との連携による販売促進活動の実施 インターネット調査による新潟県産米の認知度・消費者ニーズ等の把握
石川	<p>【長期計画的販売の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 需要者と連携した生産年の翌年11月以降の長期計画的な販売 <p>【輸出向けへの販売促進等の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 現地市場等調査による実需者ニーズの把握や石川県産米パンフレットの作成配布 <p>【中食・外食向け等への販売促進等の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種メディア及びイベントを活用した石川県産米のPR 毎月2日を「おにぎりの日」に制定し、これを起点にした試食イベント等の開催

- 農業再生協議会は国からの情報や自らの販売可能数量等を踏まえ、都道府県、市町村段階で地域の生産者団体や担い手と連携し、水田フル活用ビジョン(地域として水田で、どの作物をどれだけ推進するか)を作成するとともに、その内容を生産現場に周知。
- 国の補助事業により、農業再生協議会の円滑な業務遂行を引き続き支援するとともに、ICTを活用した農業再生協議会の業務効率化の取組についても支援。

農業再生協議会の活動概要

【規模・構成】

(都道府県農業再生協議会:都道府県の区域毎に設置)

- ・JA等の生産出荷団体
- ・農業会議
- ・担い手農業者組織
- ・行政 など

(地域農業再生協議会:市町村の区域を基本に設置)

- ・JA等の生産出荷団体
- ・農業委員会
- ・担い手農家
- ・行政 など

国の補助事業により支援

【役割】

- ・水田フル活用ビジョン(地域毎の作付作物推進方針)の作成・周知
- ・地域の各作物の作付・需要動向把握
- ・経営所得安定対策・水田活用の直接支払交付金の交付事務(交付金対象作物の現地確認、交付金関連情報システム入力)
- ・経営所得安定対策等の推進
- ・ICTを活用した業務効率化の取組(例:現地確認におけるタブレットの導入) など